

指定通所介護事業所デイサービスセンター自在 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人御荘福祉施設協会（以下「本会」という。）が開設するデイサービスセンター自在（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護および愛南町介護予防・日常生活支援総合事業（以下「愛南町総合事業」という。）における第1号通所事業（以下「通所型サービス」という。）の各事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員および介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者または通所型サービスにあっては事業対象者に対し、適正な指定通所介護および通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

- 2 指定通所介護の提供にあたっては、事業の生活相談等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤独感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。
- 3 通所型サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者、事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター自在
- (2) 所在地 愛媛県南宇和郡愛南町満倉 2301 番地 1

(内容及び手続きの説明及び同意)

第4条 事業所は、指定通所介護および通所型サービス（以下「通所介護等」という。）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は、その家族に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (4) 介護職員 3名以上
入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

2 前項に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

(職員の勤務体制等)

第6条 事業所の職員の勤務体制は、本会就業規則に定めるところによる。

2 施設長は、毎月の勤務表を前月25日までに策定し、当該職員に周知するものとする。

3 事業所における通所介護等の提供は、直接事業所の職員によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

4 本会理事長は、事業所の職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(営業日および営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月、火、水、木、金、土、日曜日とする。

但し、1月1日から1月3日まで、及び11月23日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時45分から午後4時00分までとする。

(事業の実施における利用定員)

第8条 通所介護等のサービスの利用定員は、指定通所介護および通所型サービスを合わせて次のとおりとする。

25名(通常規模)

(提供拒否の禁止)

第9条 事業所は、正当な理由もなく通所介護等の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 事業所は、当該指定通所介護および指定介護予防通所介護または愛南町総合事業の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 事業所は、指定通所介護等の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所介護等を提供するように努めるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第11条の2 事業者は、指定通所介護又は愛南町総合事業における通所型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定通所介護又は愛南町総合事業における通所型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第12条 事業所は、通所介護等の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請がおこなわれていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認める時は、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終

了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第13条 事業所は、通所介護等の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(在宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第14条 事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護等を提供するものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第15条 事業所は、通所介護等を提供するに当たっては、地域との結び付きを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第16条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない通所介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通所介護等の基本取扱方針)

第17条 通所介護等は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業所は、自らその提供する通所介護等の質の評価を行い常にその改善を行うものとする。

(通所介護等の具体的方針)

第18条 事業所は、次条に規定する通所介護計画（以下「介護計画」という。）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

2 事業所の職員は、通所介護等の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業所の職員は、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、サービスを提供するよう努めなければならない。

4 通所介護等は、常に利用者の心身の状態を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

5 事業所は、特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(介護計画の作成)

第19条 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成するものとする。

2 前項の規定による介護計画が作成されたときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 第1項の規定による介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。

4 介護計画を作成した場合及び介護計画の変更を行った場合には、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者の担当介護支援専門員に対して介護計画書を提出しなければならない。

5 事業所の職員は、それぞれの利用者について、介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第20条 事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支

援事業者へ連絡その他必要な援助を行うものとする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第21条 事業者が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
 - (2) 生活指導 (相談援助等)
 - (3) 機能訓練 (日常動作訓練)
 - (4) 介護サービス・入浴サービス
 - (5) 給食サービス
 - (6) 介護方法の指導
 - (7) 一般的健康状態の確認
 - (8) その他、サービスの提供に必要と認められる援助
- 2 指定通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額、通所型サービスにあっては愛南町が定める額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とする。(別表1～2)
- 3 事業所は、前項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用を徴収することができる。
- (1) 利用者の選定により、次条の通常の事業の送迎地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は次のとおりとする。
 - ・通常の事業地域(愛南町)を超える1km毎に100円
 - (2) 食費 1食当たり 530円
 - (3) おむつ代 実費
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、通所介護に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用実費。
- 4 事業所は、前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第22条 事業所の通常の実施地域は、愛南町全域とする。

(サービス利用に当たっての注意事項等)

第23条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱に注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
 - (2) 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
 - (3) 喧嘩・口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。
- 2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
- (1) 事業所の秩序を乱す行為をした者
 - (2) 故意にこの規定等に違反した者

(緊急時における対応)

第24条 事業所の職員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第25条 事業所は、事業所のサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。

- 4 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（非常災害対策）

- 第26条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理及び感染症対策）

- 第27条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。
- 2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（虐待防止に向けた体制等）

- 第28条 事業者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。
- (1) 法人では、身体拘束・高齢者虐待防止委員会を設ける。その責任者は特養施設長とし、委員長が業務を代行する。
 - (2) 身体拘束・高齢者虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針の策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
 - (3) 職員は、年2回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講する。
 - (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに身体拘束・高齢者虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（身体拘束）

- 第29条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(苦情処理)

- 第30条 事業所は、提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した愛南町総合事業における通所型サービスに関し、愛南町が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は愛南町の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して愛南町が行う調査に協力するとともに、愛南町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持)

- 第31条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員等の雇用契約の内容とする。
 - 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

- 第32条 事業所及び事業所の職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(掲示及び広告等)

- 第33条 事業所は、事業所の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制、利用料の額その他サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示するものとする。
- 2 事業所は、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項規定による掲示に代えることができるものとする。
 - 3 事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。
 - 4 事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(職員の研修)

- 第34条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後6か月以内に実施
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(ハラスメントの防止)

- 第35条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるもの

とする。

(業務継続計画)

- 第36条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(会計の区分等)

- 第37条 事業所の会計は、本会のその他の事業の会計とを区分するものとする。
- 2 事業所の経理は、本会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備等)

- 第38条 事業所は、利用者者に対する指定通所介護及び通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- (1) 第21条の規定による提供した具体的なサービス内容等の記録
 - (2) 第29条の規定による身体的拘束等の様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (3) 第11条の2の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 第29条の規定による苦情の内容等の記録
 - (5) 第25条の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(委任)

- 第39条 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人御荘福祉施設協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から実施する。

この規程は、平成23年4月1日から実施する。

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

平成25年5月27日改正（施行期日）この規程は、平成25年4月1日から適用する。

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

この規程は、平成27年8月1日から実施する。

この規程は、平成28年4月1日から実施する。

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

この規程は、平成30年8月1日から実施する。

この規程は、令和元年10月1日から実施する。

この規程は、令和2年4月1日から実施する。

この規程は、令和3年4月1日から実施する。

この規程は、令和4年4月1日から実施する。

この規程は、令和5年4月1日から実施する。

この規程は、令和6年4月1日から実施する。

利用料その他の費用の額（法定受領代理サービスの額）

1. 通常規模型通所介護費

介護度	1日あたりの額	うち自己負担額		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要介護1	5,840円	584円	1,168円	1,752円
要介護2	6,890円	689円	1,378円	2,067円
要介護3	7,960円	796円	1,592円	2,388円
要介護4	9,010円	901円	1,802円	2,703円
要介護5	10,080円	1,008円	2,016円	3,024円

2. 加算料金

加算名	単位	金額	うち自己負担額		
			1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
入浴介助加算（Ⅰ）	1日あたり	400円	40円	80円	120円
入浴介助加算（Ⅱ）	1日あたり	550円	55円	110円	165円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月あたり	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月あたり	2,000円	200円	400円	600円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	1日あたり	560円	56円	112円	168円
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	1日あたり	760円	76円	152円	228円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月あたり	200円	20円	40円	60円
ADL等維持加算（Ⅰ）	1月あたり	300円	30円	60円	90円
ADL等維持加算（Ⅱ）	1月あたり	600円	60円	120円	180円
認知症加算	1日あたり	600円	60円	120円	180円
若年性認知症利用者受入加算	1日あたり	600円	60円	120円	180円
栄養アセスメント加算	1月あたり	500円	50円	100円	150円
栄養改善加算	1回あたり	2,000円	200円	400円	600円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1回あたり	200円	20円	40円	60円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1回あたり	50円	5円	10円	15円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1回あたり	1,500円	150円	300円	450円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	1回あたり	1,600円	160円	320円	480円
科学的介護推進体制加算	1月あたり	400円	40円	80円	120円
送迎未実施減算	片道につき	△470円	△47円	△94円	△141円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1月あたり	220円	22円	44円	66円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月あたり	合計総単位数の9.2%	算定金額の1割	算定金額の2割	算定金額の3割

愛南町総合事業・愛南町通所型サービス（独自）
 利用料その他の費用の額（法定受領代理サービスの額）

1. 愛南町通所型サービス（独自）サービス費

- ・要支援1である者に対し、1月に4回を超えるサービスを行った場合
- ・要支援2である者に対し、1月に8回を超えるサービスを行った場合

介護度	1月あたりの額	うち自己負担額		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

- ・要支援1である者に対し、1月に4回以内のサービスを行った場合
- ・要支援2である者に対し、1月に8回以内のサービスを行った場合

介護度	1回あたりの額	うち自己負担額		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1	4,360円	436円	872円	1,308円
要支援2	4,470円	447円	894円	1,341円

2. 加算料金

加算名	単位	金額	うち自己負担額		
			1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
送迎未実施減算	片道につき	△470円	△47円	△94円	△141円
生活機能向上グループ活動加算	1月あたり	1,000円	100円	200円	300円
若年性認知症利用者受入加算	1月あたり	2,400円	240円	480円	720円
栄養アセスメント加算	1月あたり	500円	50円	100円	150円
栄養改善加算	1月あたり	2,000円	200円	400円	600円
口腔機能向上加算（Ⅰ）ロ	1月あたり	1,500円	150円	300円	450円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	1月あたり	1,600円	160円	320円	480円
一体的サービス提供加算	1月あたり	4,800円	480円	960円	1,440円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援1	1月あたり	880円	88円	176円	264円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援2	1月あたり	1,760円	176円	352円	528円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月あたり	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月あたり	2,000円	200円	400円	600円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1回あたり	2,000円	200円	400円	600円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1回あたり	50円	5円	10円	15円
科学的介護推進体制加算	1月あたり	400円	40円	80円	120円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月あたり	合計総単位数の9.2%	算定金額の1割	算定金額の2割	算定金額の3割